

# 兵庫県公報

令和4年9月16日 金曜日 第346号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…………… 1
  - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）…………… 2
  - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）…………… 3
  - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）…………… 3
  - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）…………… 3
  - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…………… 4
  - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更の届出（同）…………… 4
  - 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）…………… 5
  - 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）…………… 5
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設定許可申請の概要（水大気課）…………… 5
  - 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）…………… 8
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…………… 8
  - 同 上（同）…………… 8
- 教育委員会告示**
- 民俗文化財の登録…………… 9

## 告 示

### 兵庫県告示第1066号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
はこぎ歯科	洲本市上物部1—7—25	令和4年7月1日
らら薬局加古川北在家店	加古川市加古川町北在家787—1	同
中川調剤薬局加古川尾上店	同 市尾上町今福467—4	同
中川調剤薬局平岡店	同 市平岡町山之上558—1	同
中川調剤薬局平野店	同 市加古川町平野537—2	同

中川調剤薬局加古川別府店	同 市別府町新野辺北町5-112-3	同
中川調剤薬局一色店	同 市平岡町一色725-9	同
中川調剤薬局ハイタウン店	同 市同 町新在家716-8 D-111	同
らら薬局神野店	同 市神野町神野108-7	同
しらいし皮ふ科クリニック	宝塚市川面5-1-3 ホワイトストーンギャラリー1階	令和4年8月1日
キリン堂薬局川西丸の内店	川西市火打1-24-8	同
調剤薬局マツモトキヨシ川西能勢口駅前店	同 市小花1-6-18 N&Hビル1F	令和4年7月1日
多田の駅前薬局	同 市多田桜木2-1-21 ディンプル多田1F	同
フェリス薬局	同 市見野2-36-11 YKビル102	同
らら薬局稲美中一色店	加古郡稲美町中一色青の井822-5	同
らら薬局中一色南店	同 郡同 町中一色821-1	同
松浦眼科医院	揖保郡太子町東保21-3	令和4年5月30日
メイプル調剤薬局	同 郡同 町佐用岡24-4	同 年7月1日



**兵庫県告示第1067号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
それいゆ訪問看護ステーション加古川	加古川市神野町石守301-4	名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
やまだ歯科	伊丹市鴻池3-4-3 グランヴェルデ鴻池1-B
宝塚ライフ歯科・矯正歯科	宝塚市栄町1-9-51
楠公堂薬局	川西市中央町16-8
市立川西病院	同 市東畦野5-21-1
ウエルシア薬局三田フラワータウン店	三田市弥生が丘1-8
上田医院	同 市駅前町4-31
しそう薬局	宍粟市山崎町鹿沢131-2
藤井歯科医院	加東市出水字芝ノ口30
松浦眼科医院	揖保郡太子町東保20-4

~~~~~

**兵庫県告示第1068号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

| 名称     | 所在地             |
|--------|-----------------|
| モチゾキ薬局 | 加古川市加古川町北在家2535 |

~~~~~

**兵庫県告示第1069号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
赤穂夢リハ居宅介護支援事業所	赤穂市農神町8-25	株式会社夢リハ	赤穂市細野町780	令和4年4月1日
認知症対応型通所介護 宅老所ふらっと	朝来市立脇4-1	社会福祉法人朝来市社会福祉協議会	朝来市新井73-1	同年7月25日
トマト指定居宅介護支援センター	たつの市揖保町中臣510	社会福祉法人香南会	高知県香南市赤岡町1160-1	同 月 1日

~~~~~

**兵庫県告示第1070号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名称                | 所在地            | 開設者         | 開設者所在地           | 変更内容  |
|-------------------|----------------|-------------|------------------|-------|
| それいゆ訪問看護ステーション加古川 | 加古川市神野町石守301-4 | 社会福祉法人博愛福祉会 | 加古川市平岡町新在家2333-2 | 事業所名称 |

|                          |           |                      |           |     |
|--------------------------|-----------|----------------------|-----------|-----|
| 認知症対応型通所介護<br>宅老所ふらっと    | 朝来市立脇4-1  | 社会福祉法人朝来市社<br>会福祉協議会 | 朝来市新井73-1 | 同上  |
| 朝来市社会福祉協議会<br>いきいき介護センター | 朝来市新井73-1 | 同上                   | 同上        | 所在地 |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名称                                                        | 所在地         | 開設者                  | 開設者所在地      |
|-----------------------------------------------------------|-------------|----------------------|-------------|
| 小規模多機能施設ふらっと<br>(小規模多機能型居宅介護<br>事業のみ廃止)                   | 朝来市立脇4-1    | 社会福祉法人朝来市社会福<br>祉協議会 | 朝来市新井73-1   |
| 朝来市社会福祉協議会いき<br>いき介護センター(福祉用具<br>貸与、介護予防福祉用具貸与<br>事業のみ廃止) | 同 市山東町楽音寺95 | 同上                   | 同上          |
| 千鳥会デイサービスセンタ<br>ーほほえみ(介護予防通所介<br>護事業のみ廃止)                 | 淡路市久留麻28-41 | 社会福祉法人千鳥会            | 淡路市大町畑597-4 |

3 休止の届出があった指定介護機関

| 名称                                         | 所在地         | 開設者                  | 開設者所在地    |
|--------------------------------------------|-------------|----------------------|-----------|
| 朝来市社会福祉協議会いき<br>いき介護センター(訪問入浴<br>介護事業のみ休止) | 朝来市山東町楽音寺95 | 社会福祉法人朝来市社会福<br>祉協議会 | 朝来市新井73-1 |



兵庫県告示第1071号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術所の名称     | 施術所の所在地          | 指定年月日     |
|--------|------------|------------------|-----------|
| 小山尚嗣   | —          | 宝塚市売布4-3-30-2212 | 令和4年7月14日 |
| 初田恭昌   | 在宅訪問鍼灸カナリア | 同 市仁川北2-9-12-207 | 同 月20日    |



兵庫県告示第1072号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更の届出があった。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定施術機関

| 施術者の氏名  | 施術所の名称   | 施術所の所在地       | 変更内容 |
|---------|----------|---------------|------|
| 大 池 和 宏 | てんま整骨鍼灸院 | 加古郡稲美町国岡3-6-9 | 所在地  |



兵庫県告示第1073号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 市立川西病院  
 所 在 地 川西市東畦野5丁目21番1号  
 撤 回 年 月 日 令和4年8月31日



兵庫県告示第1074号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和4年9月1日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名            | 地区名    | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所 |
|----------------|--------|---------------------------|-------|
| 農地整備事業（中山間地域型） | 入野2期地区 | 令和4年9月16日から<br>同 年10月6日まで | 淡路市役所 |



兵庫県告示第1075号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場  
 揖保郡太子町鷗300番地  
 工場長 栗原紀泰
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場  
 揖保郡太子町鷗300番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                                                |                         |     |                         |     |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------|-----|-------------------------|-----|
| 種                                                | 類                                              | 63号ホ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 1) |     | 63号ホ 廃ガス洗浄施設<br>(No. 2) |     |
| 能                                                | 力                                              | 250m <sup>3</sup> /分    |     | 150m <sup>3</sup> /分    |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                                                | 許可後                     |     | 同 左                     |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                                                | 着手後7日                   |     | 同 左                     |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                                                | 完成後                     |     | 同 左                     |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                                                | 24時間連続                  |     | 同 左                     |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                                                | なし                      |     | 同 左                     |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 区 分                                            | 通常                      | 最大  | 通常                      | 最大  |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数)                        | 4～6                     | 4～6 | 4～6                     | 4～6 |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                        | 5                       | 8   | 5                       | 8   |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                          | 7                       | 10  | 7                       | 10  |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)                         | 5                       | 8   | 5                       | 8   |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)                         | 3                       | 5   | —                       | —   |
|                                                  | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | 3                       | 5   | —                       | —   |
|                                                  | ふっ素及びその化合物<br>(単位 mg/L)                        | —                       | —   | 8                       | 10  |
|                                                  | 鉛 及 び そ の 化 合 物<br>(単位 mg/L)                   | —                       | —   | —                       | —   |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                                                | 15                      | 15  | 12                      | 12  |

備考 既設特定施設を廃止するとともに汚水等の処理の方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 65号 酸又はアルカリ表面処理施設 |        |
| 3,000,000個/日      |        |
| 同 左               |        |
| 同 左               |        |
| 同 左               |        |
| 同 左               |        |
| 同 左               |        |
| 通常                | 最大     |
| 9～11              | 9～11   |
| 9,200             | 9,200  |
| 33,600            | 33,600 |
| 1未満               | 1未満    |
| 340               | 340    |
| 340               | 340    |
| —                 | —      |
| 1                 | 1      |
| 0.5               | 0.5    |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年9月16日から同年10月7日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第1076号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

伊丹市高台四丁目8番1及び8番4の各一部

2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物



兵庫県告示第1077号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名  | 小字名     | 地番                                                                                                                     |
|-----|-----|-----|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安積  | 宍粟市 |     | 一宮町安積 | 一ツ橋     | 345番4、345番5、345番8、345番14、345番16から345番18まで                                                                              |
|     |     |     |       | 金山      | 352番1の一部、352番32の一部、352番34の一部、352番35、352番38の一部、352番46                                                                   |
|     |     |     |       | 上ミケンミヤウ | 359番、360番1から360番6まで、362番、367番1、367番2、368番2、372番、373番、374番1の一部、374番2の一部、360番2から364番2に至る地先の道路敷、362番地先の道路敷の一部、367番2地先の道路敷 |



兵庫県告示第1078号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域



| 区域名 | 市郡名 | 区町名 | 町大字名  | 小字名      | 地番                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-----|-----|-------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 和田  | 丹波市 |     | 山南町和田 | 北側<br>山端 | 166番2、173番1、177番、178番1、178番2、179番1の一部、181番の一部、182番2、183番2、184番の一部、184番3の一部、186番、1117番、1259番1、1259番2、2005番4、1117番から1259番2に至る地先の道路敷<br>2005番1から2005番3までの各一部、2006番から2013番までの各一部、2014番1の一部、2014番2、2015番の一部、2015番1、2016番の一部、2016番地先の道路敷の一部 |

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第24号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第30条の2第1項の規定により、令和4年9月1日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和4年9月16日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

| 種別        | 文化財の名称             | 所在地         | 保存関係者<br>(保持者・保持団体) |
|-----------|--------------------|-------------|---------------------|
| 登録無形民俗文化財 | 鞆まつり               | 三木市         | 三木金物神社奉賛会           |
|           | 黍田のハナフリ・ゴツキ（牛撞き）行事 | 小野市         | 黍田町自治会              |
|           | 圓圓和                | 朝来市         | 三保子供会・三保区           |
|           | 居組の精霊船流し           | 美方郡<br>新温泉町 | 居組龍雲寺護持会            |
|           | 諸寄の精霊船流し           | 美方郡<br>新温泉町 | 諸寄精霊流し実行委員会         |